[事案 23-196] 契約変更無効確認請求

・平成24年6月27日 裁定終了

<事案の概要>

団体契約から個人契約への変更であると誤解して特約変更の申込みをしてしまったとして、契約変更の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成13年6月に加入したガン保険について、平成16年12月に特約変更の申込みを行ったが、これは、団体契約から個人契約への切り替えであると誤解して変更の申込みをしたものであるから、変更契約を無効として、変更前の契約内容(保険期間が終身、保険料払込期間が10年間)に戻してほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1)変更前の特約について、申立契約の申込書および保険証券には、保険期間は「10年、保険料払込期間は「保険期間と同一」と記載されている。
- (2) 特約変更申込書には、申立人自身が特約の保険期間を「終身」に変更する旨記載しており、また、特約の保険料払込期間は「保険期間と同一」との記載がある。
- (3)保険会社は特約の変更に関する裏書きのお知らせを申立人に発送しており、この変更申込みが、保険料を団体契約から個人契約に変更するものとは到底解されない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、平成16年12月の変更申込みが錯誤(民法95条)により無効であると主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして 裁定手続を終了した。

- (1)以下の理由から、申立人において、申立契約を団体契約から個人契約に切り替えるものであったとの錯誤があったとは認められない。
 - ①申立人が使用した特約変更申込書は、その表題から申立契約の特約変更の申込書であることが明らかであり、その内容も、特約を10年タイプから終身タイプに変更することが明確にわかるような記載になっている。
 - ②同申込書には、重要事項説明書について説明を受けた旨の申立人の捺印があり、その 重要事項説明書では、10年毎に更新をするタイプから終身タイプに変更することが説 明されている。
 - ③保険会社は、特約変更があった旨の裏書きのお知らせを申立人に発送しているものと 推認できる。
- (2) なお、申立人は、保険期間が終身、保険料払込期間が10年間である従前の契約に戻してほしい旨の主張をしているが、そもそも変更前の申立契約の特約は、保険期間、保険料払込期間ともに10年であり、申立人が主張するような内容の契約ではないことが明らかである。

【参考】

民法 95 条 (錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。